

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成20年5月1日(2008.5.1)

【公表番号】特表2007-528923(P2007-528923A)

【公表日】平成19年10月18日(2007.10.18)

【年通号数】公開・登録公報2007-040

【出願番号】特願2007-502252(P2007-502252)

【国際特許分類】

C 09 J 163/00 (2006.01)

C 09 J 109/02 (2006.01)

C 09 J 11/00 (2006.01)

C 09 J 201/06 (2006.01)

【F I】

C 09 J 163/00

C 09 J 109/02

C 09 J 11/00

C 09 J 201/06

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月6日(2008.3.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) 第一のエポキシ樹脂、

b) 平均して25重量%より少ないアクリロニトリルを含むアクリロニトリル-ブタジエンゴムで変性された第二のエポキシ樹脂及び

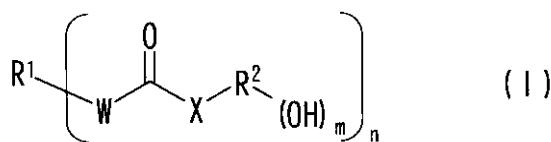
c) 強化剤

を含んでなり、成分b)及び成分c)の合計量が、組成物の合計重量に基づいて30%より多く、且つ成分c):成分b)の重量比が1:1より大きいエポキシ接着剤組成物。

【請求項2】

式(I):

【化1】



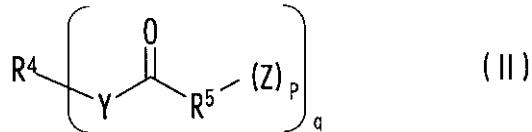
(式中、mは1又は2であり、nは2~6であり、R<sup>1</sup>は末端のイソシアネート基、アミノ基又はヒドロキシル基を除去した後の、エポキシ樹脂に可溶性又は分散性の、エラストマープレポリマーのn価の基であり、W及びXは、独立して、-O-又は-NR<sup>3</sup>-であって、W及びXの少なくとも一方は-NR<sup>3</sup>-であり、R<sup>2</sup>は、フェノール性ヒドロキシル基及び、任意的にアミノ基を除去した後の、ポリフェノール又はアミノフェノールの(m

$(p+1)$  値の基であり、そして  $R^3$  は水素、  $C_1 \sim C_6$  アルキル又はフェノールである ) の化合物を成分 c ) として含む請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 3】

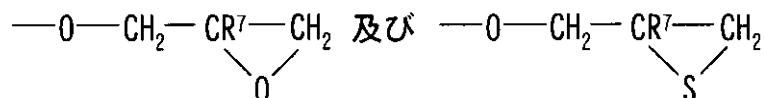
式 ( I I ) :

【化 2】



( 式中、  $p$  は 1 又は 2 であり、  $q$  は 2 ~ 6 であり、  $Y$  は  $-O-$  、  $-S-$  又は  $-NR^6-$  であり、  $Z$  は  $-OH$  、  $-NHR^6$  、  $-OCN$  、

【化 3】



よりなる群から選ばれる基であり、  $R^4$  はヒドロキシル - 、メルカプト - もしくはアミノ - 末端ポリエーテルプレポリマーの残基又はヒドロキシル - 、メルカプト - もしくはアミノ - 末端プレポリマー状セグメント化ポリエステル、ポリチオエステルもしくはポリアミドの残基であり、  $R^5$  は芳香環に直接結合した  $Z$  基を有する ( $p+1$ ) 値の炭素環芳香族基又は芳香脂肪族基であり、  $R^6$  は水素、  $C_1 \sim C_6$  アルキル又はフェニルであり、そして  $R^7$  はメチル又は水素である )

の化合物を成分 c ) として含む請求項 1 又は 2 に記載の組成物。

【請求項 4】

成分 b ) が 少なくとも 30 重量 % のアクリロニトリル - ブタジエンゴムを含む請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 5】

成分 b ) が 3 種の異なるアクリロニトリル - ブタジエンゴム :

b 1 ) アクリロニトリルを約 10 重量 % 含むもの、

b 2 ) アクリロニトリルを約 17 重量 % 含むもの及び

b 3 ) アクリロニトリルを約 26 重量 % 含むもの、

の混合物を含む請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 6】

組成物の合計重量に基づいて、成分 b ) を 14 ~ 20 % の量で、且つ成分 c ) を 18 ~ 28 % の量で含む請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 7】

成分 b ) のアクリロニトリル - ブタジエンゴムが 20 重量 % より少ないアクリロニトリルを含む請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 8】

少なくとも 35 重量 % の成分 b ) 及び成分 c ) の合計量を含む請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 9】

成分 c ) : 成分 b ) の重量比が 1 . 3 : 1 より大きい請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記

載の組成物。

【請求項 1 0】

成分 a ) が少なくとも 2 種の相異なるエポキシ樹脂の混合物である請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 1 1】

成分 a ) が室温で液体である少なくとも 1 種のエポキシ樹脂を含む請求項 1 ~ 1 0 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 1 2】

促進剤として E P 7 9 6 を含む請求項 1 ~ 1 1 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 1 3】

請求項 1 ~ 1 2 のいずれか 1 項に記載のエポキシ接着剤組成物の、車両部材組立のための使用。

【請求項 1 4】

部材が、請求項 1 ~ 1 2 のいずれか 1 項に記載のエポキシ接着剤組成物によって組み立てられたものである車両。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 0】

エポキシ接着剤組成物は、アクリロニトリル - ブタジエンゴムの合計重量に基づいて、アクリロニトリルを 2 0 重量 % より少なく、好ましくは 1 5 重量 % より少なく含むことが好ましい。